



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 東京テアトル株式会社
代表者名 代表取締役社長 太田 和宏
(コード番号 9633 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 松岡 毅
(TEL. 03-3355-1010)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 101 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」と言います。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することにいたしました。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施することにいたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上同年 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	80,130,000 株
併合により減少する株式数	72,117,000 株
併合後の発行済株式総数	8,013,000 株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合による影響等

併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

（3）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（4）併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	19,424 名（100.00%）	80,130,000 株（100.00%）
10 株未満	1,164 名（5.99%）	1,334 株（0.00%）
10 株以上	18,260 名（94.01%）	80,128,666 株（100.00%）

（注）上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様 1,164 名（所有株式数の合計 1,334 株）は、株主としての地位を失うこととなります。併合の効力発生前に、単元未満株式の買取の手続きをご利用いただくことも可能ですので、株主様がお取引されている証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
200,000,000 株	20,000,000 株

（6）併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

（1）変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載の通り、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお変更の効力は平成 29 年 10 月 1 日をもって生じるものといたします。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>2 千万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、本定款一部変更は、会社法の定めに基づき株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 日程

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 12 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (6) 端数株式に係る処分代金の分配 | 平成 29 年 12 月上旬 (予定) |
- (注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。

以上

添付書類：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更を行うにあたり、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合により株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍となります。従って、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合により株式数が減少しますが、受け取る配当金は減少しませんか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様が受け取る配当金の総額への影響はございません。但し、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主として何か手続をしなければならないのですか。

特段のお手続は必要ございません。

Q 7. 所有する株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日（実質上同年9月29日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,080株	1個	108株	1個	なし
例③	1,003株	1個	100株	1個	0.3株
例④	800株	なし	80株	なし	なし
例⑤	137株	なし	13株	なし	0.7株
例⑥	1株	なし	なし	なし	0.1株

- ・例①に該当する株主様においては、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例④、例⑤に該当する株主様において、発生する単元未満株式（例②は8株、例④は80株、例⑤は13株）については、ご希望により単元未満株式の買取制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤に該当する株主様において発生する端数株式については、すべての端数株式を会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この代金は平成29年12月上旬ごろにお支払いする予定であります。
- ・例⑥の効力発生前のご所有株式数が1株の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。深くお詫びを申し上げます。なお発生する端数株式については、すべての端数株式を会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

Q 8. 端数株式が生じない様にする方法がありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株式併合後も、単元未満株式の買い取りは可能ですか。

株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 10. 株主優待制度はどうなりますか。

株主優待制度につきましては、後日改めてお知らせいたします。

Q 11. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成29年5月12日	取締役会決議日
平成29年6月29日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日
平成29年12月上旬（予定）	端数株式に係る処分代金の分配

●株式に関するお手続きについてのお問い合わせ先

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)
---------	--

以上